

鹿角市公告第9号

下水道法第4条第2項の規定により、米代川流域下水道（鹿角処理区）関連 鹿角市公共下水道事業計画を変更するので、同法施行令第3条の規定に基づき次のとおり告示し、当該公共下水道計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該公共下水道事業計画の案について、縦覧期間満了の日までに鹿角市長に意見書を提出することができる。

1 公共下水道事業の種類

米代川流域下水道（鹿角処理区）関連 鹿角市公共下水道事業

2 事業計画

（1）追加する事業地

鹿角市花輪字家妻、鹿角市花輪字福土、鹿角市十和田錦木字室田、鹿角市十和田錦木字袖ヶ口、鹿角市十和田錦木字下野添、鹿角市十和田錦木字細谷地、鹿角市十和田毛馬内字中陣場、鹿角市十和田岡田字上前田

（2）変更する事業地

なし

3 事業施行期間 自 昭和63年11月28日

至 平成33年 3月31日（変更前）

至 平成33年 3月31日（変更後）

4 縦覧場所

鹿角市役所建設部 上下水道課

5 縦覧期間

自 平成30年 2月 5日

至 平成30年 2月19日

平成30年 2月 5日

鹿角市長 児 玉

